

定 款

丸建リノ入株式会社

1968 年（昭和 43 年） 11 月 1 日制定

沿 革

1970 年	（昭和 45 年）	5 月 25 日	改定
1972 年	（昭和 47 年）	8 月 21 日	改定
1973 年	（昭和 48 年）	5 月 21 日	改定
1975 年	（昭和 50 年）	2 月 25 日	改定
1975 年	（昭和 50 年）	5 月 28 日	改定
1977 年	（昭和 52 年）	6 月 28 日	改定
1982 年	（昭和 57 年）	6 月 28 日	改定
1985 年	（昭和 60 年）	6 月 28 日	改定
1991 年	（平成 3 年）	6 月 27 日	改定
1994 年	（平成 6 年）	6 月 29 日	改定
2002 年	（平成 14 年）	6 月 26 日	改定
2003 年	（平成 15 年）	6 月 26 日	改定
2004 年	（平成 16 年）	6 月 25 日	改定
2005 年	（平成 17 年）	6 月 24 日	改定
2006 年	（平成 18 年）	6 月 23 日	改定
2009 年	（平成 21 年）	6 月 24 日	改定
2010 年	（平成 22 年）	1 月 6 日	改定
2015 年	（平成 27 年）	6 月 24 日	改定
2016 年	（平成 28 年）	6 月 21 日	改定
2018 年	（平成 30 年）	10 月 1 日	改定
2022 年	（令和 4 年）	6 月 23 日	改定
2025 年	（令和 7 年）	6 月 19 日	改定
2025 年	（令和 7 年）	10 月 1 日	改定

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、丸建リース株式会社と称し、英文では、Maruken Lease Co., Ltd. と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第3条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内および海外における鋼材の賃貸借ならびに販売および製作・加工・修理
2. 土木建築工事の設計施工および請負
3. 鉄鋼製品および機械器具の製造ならびに販売
4. 動産・不動産のリースおよび売買ならびに仲介
5. 運送業
6. 倉庫業
7. 損害保険代理業
8. 一般商品の販売およびリース業
9. コンピュータのハードウェアおよびソフトウェアに関する販売ならびにリース業
10. 前各号に関する代理業および問屋業
11. 前各号に付帯または関連する一切の業務
12. 上記各号に掲げる以外の事業

第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に、随時招集する。

第13条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決 議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第19条（員 数）

当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第21条（任 期）

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の満了する時までとする。

第22条（役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役社長1名を選定する。その他必要に応じて、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

第23条（代表取締役）

取締役社長は、会社を代表する。

- ② 前項の他、取締役会の決議をもって、他の取締役の中から代表取締役を選定することができる。

第24条（取締役会の権限等）

取締役会は、法令の定める職務を行う。

第25条（取締役会の招集者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の

取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。
但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第26条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- ② 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。

- ② 第26条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、同法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集者および議長）

監査等委員会は、監査等委員会であらかじめ定めた監査等委員が招集し、議長となる。

但し、他の監査等委員も招集することができる。

- ② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第35条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもってこれを決する。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。

第37条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第39条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末日を決算期日とする。

第43条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第44条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第1条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 本条は、2026年6月21日をもって削除する。